# 学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた 基本方針

~より充実した教育環境をめざして~

平成26年(2014年)4月

豊中市教育委員会

### 目 次

はじめに	1
1. 学校規模と通学区域に関する基本的な考え方	2
(1)より充実した教育環境をめざして	2
(2)基本方針の位置付け	2
(3) 学校規模と通学区域に関する基本的な考え方	3
①学校規模について	3
②通学区域について	4
2. 学校規模と通学区域に関する検討課題	4
(1)地域ごとの検討課題	5
①南部地区について	5
②千里地区について	5
(2)分割校解消に向けた検討課題	6
(3) 学校を取り巻く地域コミュニティ等にかかる検討課題	6
3. 基本方針の取り組みにあたって	7
(1) 留意すべき事項	7
①登下校時の安全の確保	7
②保護者や地域住民との協議	7
③通学区域等の変更を行う際の配慮	7
(2) 課題の解消に向けた検討の進め方	7
(3) 基本方針の見直し	

#### はじめに

豊中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)では、平成22年(2010年)3月に、「人とつながり、未来を拓く『学びの循環都市』をめざして」を基本理念とした「豊中市教育振興計画」(以下「教育振興計画」という。)を策定し、おおむね10年間を展望した、本市の中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにしています。

この計画では、子どもたちに身につけてほしい力を「人とつながり、未来を切り拓く力」と設定し、 ①確かな学力、②学び続ける力、③自らの道を選択する力、④他者を思いやり、豊かな人間関係を築く 力、⑤体と健康を大切にする力、の5つの力を挙げています。教育委員会では、これらの力を育むため に、「幼児期から義務教育まで、発達段階に応じた連続性のある教育の充実」を掲げ、「小・中学校の連 携や一貫性のある教育」「学校園、家庭、地域との連携」「教育に関わる環境や条件の整備」等に取り組 んでいます。

これらの教育施策の一環として「学校規模の適正化や通学区域の見直し」にも取り組んでいるところですが、近年、小学校、中学校とも学校規模の差が広がっており、児童・生徒数の増加に伴い、教室不足が懸念される学校がある一方、児童・生徒数が減少し、クラス替えができずに人間関係が固定化する学校があるなど、学校や地域の状況にさまざまな課題があります。

また、過去の児童・生徒数の急増に対して、学校施設の確保を緊急の課題として学校建設を進めてきたことなどから、1つの小学校から2つの中学校に分かれて進学する学校が多いことや調整区域があるといった複雑な通学区域となっている現状があります。これまでにも、通学区域の変更などで一部その解消を図ってきましたが、現在も、小学校41校のうち14校が2つの中学校に分かれて進学する状況にあり、義務教育9年間を見通した小・中学校の連携や一貫性のある教育活動の展開が図りにくい状況があります。

これらの課題解消を図り、教育環境の整備、充実を進めることによって、児童・生徒の学びや育ちを 尊重した教育を推進していくための方向性を示していただくため、教育委員会は、附属機関である豊中 市学校教育審議会(以下「学校教育審議会」という。)に諮問し、平成23年(2011年)4月に「小・中 学校の適正規模と通学区域のあり方について」、また、平成25年(2013年)5月に「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について」答申を得ました。

このたび、教育委員会では、学校教育審議会の答申を踏まえ、小・中学校の学校規模と通学区域の課題解消に向けた具体的方策を検討するうえでの基本的な考え方を示した「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた検討を進めていく こととします。

#### 1. 学校規模と通学区域に関する基本的な考え方

地域の再開発等で児童・生徒数が年々増加している学校がある一方、少子高齢化の進行等により児童・生徒数が減少している学校があります。児童・生徒数が多い学校と少ない学校のそれぞれに課題があり、各学校では、学校の規模に応じて様々な工夫がなされ、それぞれの良さを活かした教育活動が展開されています。

児童・生徒数が多い学校、少ない学校それぞれに、メリットとデメリットがあります。メリットを活かした教育活動が展開される半面、学校やそれを支える地域の努力だけでは克服できない教育上の課題もあることは、否定できません。

また、1つの小学校から2つの中学校に分かれて進学する分割校や、指定校の変更が認められている 調整区域があるといった複雑な通学区域によって、義務教育9年間を見通した小・中学校の連携や一貫 性のある教育活動の展開が図りにくい状況があります。

こうした状況を踏まえて、本市がめざす教育を実現すべく良好な教育環境の整備、充実を図るため、 学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた取り組みを進めます。

#### (1) より充実した教育環境をめざして

教育振興計画では、本市の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、本市の教育がめざすべき目標像「人とつながり、未来を拓く『学びの循環都市』をめざして」を基本理念に掲げ、その実現に向けて5つの基本方向と27の施策項目が示されています。この施策項目に沿って、「小・中学校の連携や一貫性のある教育」「確かな学力の向上」「学校園と地域人材を結ぶしくみづくり」「学校規模の適正化や通学区域の見直し」等に取り組んでいるところです。

また、平成 25 年(2013 年)4 月に、子ども一人ひとりが健やかに育ち、そして、子どもや子育て家庭に関わる全ての人がつながり、社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会を実現することをめざした「豊中市子ども健やか育み条例」(以下「育み条例」という。)が施行されました。いじめ、不登校、虐待、体罰等にみられるように、子どもを取り巻く状況が厳しい中にあって、「子どもの人権」が尊重される学校づくり、地域づくりをいかに進めていくかが課題となっています。子どもたちが安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

さらに近年、「小1プロブレム」といわれる保育所、幼稚園等から小学校への就学にかかる課題や「中1ギャップ」といわれる小学校から中学校に進学するにあたっての課題、さらに地域や校区の実情の違いから生じる学力面、生活面にかかる課題などが指摘されています。

こうした課題を解消するため、学校教育審議会では、学校規模と通学区域に関する検討の際に「乳幼児期から義務教育までの一貫した子育ち・子育て、教育」、「放課後、休日における地域ぐるみでの居場所、学習の場の確保」、「本物からの学び」等についても議論されました。

教育委員会では、教育振興計画に加えて、育み条例の趣旨や学校教育審議会の答申を踏まえて、 子どもたちを取り巻く学校園、家庭、地域、事業者等と連携、協力しながら、学校規模と通学区域 に関する課題の解消を図ることによって、教育環境の整備、充実に努めます。

### (2) 基本方針の位置付け

この基本方針は、本市が抱える学校規模と通学区域に関する課題を解消することで、子どもたち

にとって望ましい教育環境の整備、充実を図ることを目的としており、今後、具体的な検討を進めるにあたっての基本的な考え方をまとめたものです。

基本方針をまとめるにあたっては、単に学校規模の大小のみではなく、教育効果を高めることについても考えていく必要があります。その条件として、学校と家庭・地域との連携や地域づくり、まちづくりの視点も踏まえて検討していく必要があると考えています。

各校の諸課題を検討する中で教育環境の整備、充実を進め、児童・生徒の学びや育ちを尊重した 教育を推進していくとともに、地域の核となる学校の魅力をより一層高めて、地域の活性化にもつ なげていきたいと考えています。

#### (3) 学校規模と通学区域に関する基本的な考え方

#### ①学校規模について

学校教育法施行規則や義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、適正規模は、小・中学校ともおおむね12学級から18学級とされていますが、「全国の小・中学校の約半数がこの基準から外れていること、教育的な見地から最も効果的な教育活動を展開できる学校規模がどの程度の学級数であるかという実証は難しく、学校の地理的条件その他、様々な事情が異なることから、学校規模について一律の基準で判断することは実態にそぐわない」と平成23年(2011年)4月の豊中市学校教育審議会答申「市立小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について」で示されています。

本市においては、12学級に満たない小規模な学校と18学級を大幅に上回る大規模な学校が混在しています。児童・生徒数の少ない学校では、教職員全体が児童・生徒一人ひとりをきめ細かく見ることができる、児童・生徒一人ひとりの活躍の機会が多い等のメリットが見られる反面、クラス替えができず児童・生徒の人間関係が固定化する、教員配置が十分ではなく教育活動が制約される等の課題があります。一方、児童・生徒数の多い学校では、児童・生徒にとって多様な人間関係の形成が可能であり自分の居場所が見つけやすい、学校行事が活発に実施できる等のメリットが見られる反面、少人数指導をはじめとする多様な学習形態を実施するための施設・設備となっていない等の課題があります。

こうした課題を踏まえて、児童・生徒数の少ない学校については、多様な人間関係の形成や、 活力ある教育活動の展開を図ることが望ましいことから、隣接校との通学区域の調整により、 クラス替えができ、なおかつ十分な教員配置が可能な学校規模を確保することに努めます。

それが困難な場合は、当面の間、隣接校等との連携、**学級編制の弾力的運用**<sup>1</sup>の活用など、教育活動の工夫に努めながら、児童・生徒数の推移を見極め、学校規模や地理的条件その他の事情も考慮したうえで、地域の実情に応じた小・中学校の配置を検討します。

また、学校教育を充実したものとするためには、学級数に見合った普通教室だけではなく、 児童・生徒数に応じて、特別教室や少人数指導の部屋、その他多目的教室等を確保する必要が あることから、施設規模に見合った児童・生徒数であることが望ましいと考えます。

児童・生徒数に見合った施設が整っていない、あるいは近い将来教室の不足が発生する学校 については、施設の増設・充実、又は隣接校との通学区域の変更のいずれかの方法により対応 します。

 $<sup>^{1}</sup>$  学級編制の弾力的運用 学校ごとの事情に応じて、クラスを増やし、 $^{1}$ 学級の人数を減らすことで教員が児童・生徒に対してきめ細やかに対応できるようにする施策。

#### ②通学区域について

本市においては、学校教育法施行令第5条第2項及び第6条の規定に基づき、「学齢児童生徒の就学すべき学校の指定等に関する規則」において、教育の機会均等の観点から児童・生徒が現に居住している住所により、就学すべき学校を指定しています。

通学距離や道路、地形、地域コミュニティ、歴史的経緯、学校規模等によって通学区域を指定していますが、学校が通学区域の中心に位置しているとは限らず、指定校よりも近い学校があったり、自治会等が分かれていたりすることもあります。

本市では、人口急増期である昭和30年代から、小・中学校を次々に新設してきましたが、小学校が新設される場合には従来の中学校区を尊重し、中学校を新設する場合には小学校区の一部を変更するなど、複雑な通学区域の変更を繰り返してきました。その結果、1つの小学校から2つの中学校に分かれて進学する、いわゆる「分割校」と呼ばれる小学校が41校中14校もあり、大阪府内の他市に比べて高い割合になっています。

分割校も含めて、1つの中学校に進学してくる小学校数は2校から5校まであり、中学校間で差があります。また、校区内に分割校を有していない中学校は18校中5校のみという状況があり、中学校区を単位とした地域教育協議会の運営や小中連携の取組みの円滑な実施に支障をきたしている中学校も見受けられ、中学校区を単位として一貫した教育活動を進めるにあたっての課題となっています。

教育委員会においては、義務教育9年間を通した学びの連続性、学校と地域の連携による教育コミュニティの形成にとって、中学校区は小学校区を単位として構成することが望ましいと考えています。1つの小学校から1つの中学校にまとまって進学できることによって、本来小中一貫教育がめざす指導の一貫性や人間関係の形成の観点からの小・中学校の段差解消、地域が一貫して子どもを見守れることなどの効果が期待できることから、中学校区を単位として、小学校と中学校の一貫した教育を推進していくために、小中一貫教育の実績を積み上げながら、通学区域等の変更により、分割校の解消に努めます。

また、本市において唯一の調整区域である稲津町 $1\sim3$ 丁目についても、子どもたち同士や地域とのつながり、また全市的な通学区域の整合性の観点から、同じ地域の子どもたちは同じ学校へ通学すべきであり、南部地区における小規模課題とあわせて調整区域の解消に努めます。

#### 2. 学校規模と通学区域に関する検討課題

本市の児童数は、昭和54年 (1979年) の43,486人をピークに減少し、平成24年 (2012年) には、21,210 人と当時の半分に減少しています。また、生徒数も、昭和61年 (1986年) の20,854人をピークに減少し、平成24年 (2012年) には、9,988人とこれも当時の半分に減少しています。

市全体で見ると、近年は児童・生徒数とも横ばいで推移していますが、地域ごとに見ると、市北部・東部が増加しているのに対して、市南部は減少傾向が続いたままとなっています。児童・生徒数の増加により、教室不足が心配される学校もあれば、児童・生徒数が減少し、学年1クラスとなる学校もあります。また、近隣で、児童・生徒数に差があるなど、地域によってもその状況は異なります。

児童数が少なくクラス替えができない学年を有するような小学校が集中している南部地区や、児童 数が多い学校と少ない学校が隣接しているだけでなく、中学校の規模とも密接に関連している千里地 区においては、個々学校ごとに解決策を考えるのではなく、中学校の通学区域を含めた地域全体の課 題として、その対応方策を検討します。

また、分割校の課題についても、それぞれの学校や地域で状況が異なることから、学校、地域の実情に応じた対応方策を検討します。

なお、学校の課題を解消するため、通学区域等を変更すれば、学校を取り巻く地域コミュニティ等にも大きな影響を及ぼすことから、この観点にも配慮しつつ検討します。

#### (1)地域ごとの検討課題

#### ①南部地区について

南部地区においては、児童・生徒数の減少に加えて、学習課題や生活課題を抱えている児童・生徒が多くいることから、子どもたちが夢や希望をもてるように、地域とともにさまざまな関係機関等と連携して教育活動を展開する「魅力ある学校」づくりが喫緊の課題となっています。こうした喫緊の課題を早急に解消する必要があるため、平成26年度(2014年度)から、以下の点を踏まえた具体的な対応方策の検討に着手します。

まず、0歳からの子育ち・子育て、教育を意識した乳幼児施設、子どもの居場所づくりを目的とした"児童館"的機能、子どもの学習支援を目的とした"放課後学び舎"的機能、地域の特色を活かした学びを目的とした施設・機能等と学校の連携のあり方、地域住民や各種団体等と協力して子どもたちを育むことや学校を核としたさまざまな活動を通じた地域の活性化、それぞれの機能が相乗効果をもたらすような一体的な運営の必要性等について、南部地区の公共施設の再構築を図る「(仮称)南部コラボセンター」構想の動きにあわせて検討します。

次に、小・中学校の合同教職員研修の実施等の実績を積み上げながら、義務教育9年間を見 とおした教育課程の作成や施設一体型小中一貫校の整備も視野に入れた小中一貫教育のあり 方、庄内南小学校、島田小学校、千成小学校の分割進学の課題解消、稲津町の調整区域の解消 について検討します。

さらに、児童・生徒数の推移を見極め、学校規模や地理的条件その他の事情も考慮したうえで、南部地区の実情に応じた小・中学校の配置のあり方についても検討する必要があります。この他、クラス替えができない学年がある、またはその発生が見込まれる学校については、当面の間、隣接校や中学校との連携、学級編制の弾力的運用の活用など、教育活動の工夫に努めながら、抜本的な対応方策について検討します。

#### ②千里地区について

千里地区においては、児童・生徒数の少ない北丘小学校、南丘小学校、第八中学校と、児童・ 生徒数が多く、近い将来、教室不足が懸念される東泉丘小学校、第九中学校が混在しています。

いずれも学校規模に伴う課題がある中で、それぞれのメリットを活かした教育活動が展開されています。第八中学校、第九中学校とも、小学校区を単位として中学校区が構成されていることから、特色ある小中一貫教育の推進や取り組みの周知など、千里地区の「魅力ある学校」づくりの支援に努めます。

一方、第八中学校については、生徒数が少ないために活発な集団活動が難しく、教員配置も 十分とは言えない状況であり、第九中学校については、生徒数が多いために少人数指導等に必 要な教室等の確保が困難な状況であるといった課題が存在します。こうした課題の解消に向け て、両校の通学区域を変更することで、規模の差を縮小し、教育環境の改善を図ることを示し た学校教育審議会答申も踏まえて、その対応方策を検討する必要があります。

当該地区は近年、大規模集合住宅の開発や再整備が進んでおり、今後も長期にわたって大規模な住宅開発等が見込まれることから、両校の生徒数の推移を当面見守ることとし、**将来推計** <sup>2</sup>において明確に第九中学校の教室不足が見込まれる場合は、具体的な対応方策の検討に着手します。同様に、南丘小学校と東泉丘小学校についても、両校の児童数の推移を当面見守ることとし、将来推計において明確に東泉丘小学校の教室不足が見込まれる場合は、具体的な対応方策の検討に着手します。

なお、通学区域を変更する場合には、分割校を増やすことなく、その解消をめざすという通 学区域の再編の原則を踏まえます。

北丘小学校と南丘小学校については、地域の再開発等により児童数の増加が見込まれますが、 児童数が増加するまでの間、学級編制の弾力的運用等による学校支援を進めます。

#### (2) 分割校解消に向けた検討課題

小学校41校中14校ある分割校については、中学校の通学区域を単位とした教育コミュニティの形成に向けた小中一貫教育のさらなる推進をめざして、分割進学の解消に向けた対応方策の検討を順次進めますが、1つの小学校区内に中学校が2校ある場合や、分割進学の課題を解消することで一小一中の小規模な校区となる場合もあり、近隣の小・中学校の通学区域や児童・生徒数の状況から、単純に通学区域の変更だけでは解決できない地域も存在します。

そこで、分割進学の課題解消にあたっては、学校や地域の状況等を踏まえ、小中一貫教育のあり 方も含めて、計画的に検討します。

このような状況の中で、分割進学の課題を解消することで一小一中となるような状況が生じることとなる蛍池・刀根山地区については、児童・生徒数の推移を見守りながら、適切な時期に、具体的な対応方策の検討に着手します。

また、蛍池小学校と第十八中学校が小規模な一小一中の通学区域となる場合には、これまで、乳幼児施設や蛍池人権まちづくりセンター等との連携の中で進めてきた、乳幼児期からの一貫した子育ち・子育て、教育や地域・家庭・学校の協働による「いのちと人権」を大切にし、人間関係を見つめ直す取り組みを踏まえ、今後、さらに豊中市教育センターと密接に連携した研究活動を含めて、小中一貫教育のあり方について検討を進めます。

#### (3) 学校を取り巻く地域コミュニティ等にかかる検討課題

学校は単なる教育施設ではなく、地域のシンボルでもあり、地域コミュニティのあり方とも密接に結びついています。特に、本市においては、小・中学校の通学区域を単位とした組織づくりが行われており、さまざまな活動の中心に学校が位置づいていることから、地域コミュニティとの関係にも十分配慮しながら検討を進めます。

また、日ごろから地域におけるさまざまな活動の拠点となっている学校は、非常災害時の安全、 安心な避難施設にもなります。通学区域等の変更にあたっては、避難所となる公共施設の配置状況 等も勘案して検討を進めます。

 $<sup>^2</sup>$  将来推計 本市では、毎年 5 月 1 日現在の児童・生徒数、住民基本台帳データ等をもとに、6 年先まで小・中学校ごとに児童・生徒数推計を算出している。

#### 3. 基本方針の取り組みにあたって

#### (1) 留意すべき事項

#### ①登下校時の安全の確保

学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた検討は、子どもたちの良好な教育環境の整備、充実を図るために行うことから、登下校時における児童・生徒の安全性を確保することが重要です。

このことを踏まえて、通学区域等の変更を検討するにあたっては、登下校時における児童・ 生徒の安全確保を前提として、道路交通事情や防犯上の安全性を見極めたうえで、具体案を作 成することとします。

#### ②保護者や地域住民との協議

本市では、学校・家庭・地域が連携した多様な取り組みを進めているところですが、これまでに培ってきた信頼関係を壊すことのないよう、保護者や地域住民と話し合いながら、課題の解消に向けた具体的方策の検討を進めます。

#### ③通学区域等の変更を行う際の配慮

通学区域等の変更を実施する場合は、指定校変更の対象となる学校に在籍する児童・生徒及び家庭の負担を軽減するための措置を検討するとともに、一定の周知期間を設けるなど、円滑な移行に向けた取り組みを進めます。

#### (2) 課題の解消に向けた検討の進め方

基本方針の中で取り上げた南部地区の課題、千里地区の課題、蛍池・刀根山地区をはじめとする 分割校の課題について、それぞれの内容や地域の実情を踏まえ、これら課題間の優先順位を設定し たうえで、実施内容、実施時期、実施方法などをそれぞれに検討し、計画的に課題解消に取り組む こととします。

特に、通学区域等の変更を検討するにあたっては、関係部局等と連携し、地域の開発・建築等の動向の把握に努めながら、十分な調査のもとに作成した将来推計を踏まえるものとします。

#### (3) 基本方針の見直し

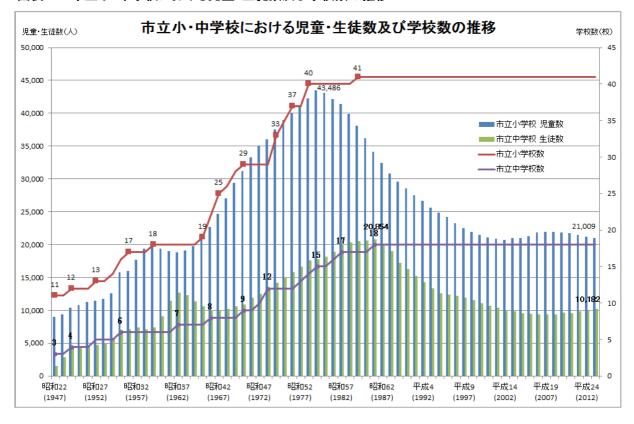
この基本方針は、今後、国や大阪府における教育制度の変更や社会情勢の変化、本市における教育振興計画の見直しや学校規模と通学区域に関する新たな課題の発生等があれば、必要に応じて見直しを図ることとします。

## = 資料編=

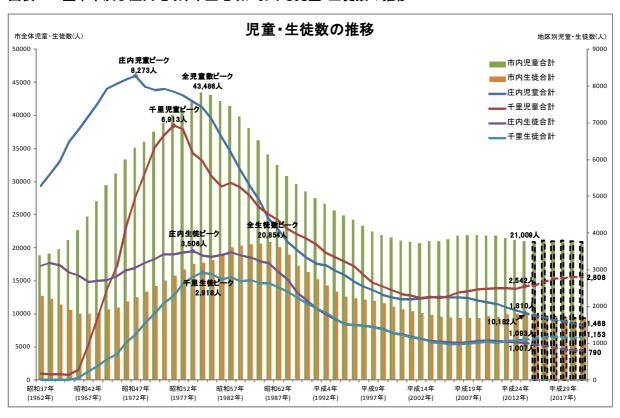
資料編に掲載している平成 26 年度(2014 年度) 以降の児童・生徒数、学級数等は、平成 25 年(2013 年)5月1日現在の数値をもとに作成した将来推計 によるものです。

		目 次
図表	1	市立小・中学校における児童・生徒数及び学校数の推移1
図表	2	豊中市及び庄内地域、千里地域における児童・生徒数の推移1
図表	3	市立小学校1校あたりの児童数及び学級数の推移2
図表	4	市立中学校1校あたりの生徒数及び学級数の推移2
図表	5	南部地区の児童数、学級数の現状と推計3
図表	6	南部地区の生徒数、学級数の現状と推計3
図表	7	南部地区の小・中学校及び通学区域 4
図表	8	平成 25 年度(2013 年度)庄内地域における各小学校の進学割合4
図表	9	調整区域(稲津町1~3丁目)5
図表	10	稲津町1~3丁目に居住する児童の通学先小学校の内訳5
図表	11	千里地区の児童数、学級数の現状と推計6
図表	12	千里地区の生徒数、学級数の現状と推計6
図表	13	千里地区の小・中学校及び通学区域6
図表	14	南丘小学校及び東泉丘小学校の通学区域7
図表	15	蛍池・刀根山地区の児童・生徒数、学級数の現状と推計7
図表	16	蛍池・刀根山地区の小・中学校及び通学区域8
関係	法全	7等(抜粋)

図表 1 市立小・中学校における児童・生徒数及び学校数の推移



図表 2 豊中市及び庄内地域、千里地域における児童・生徒数の推移

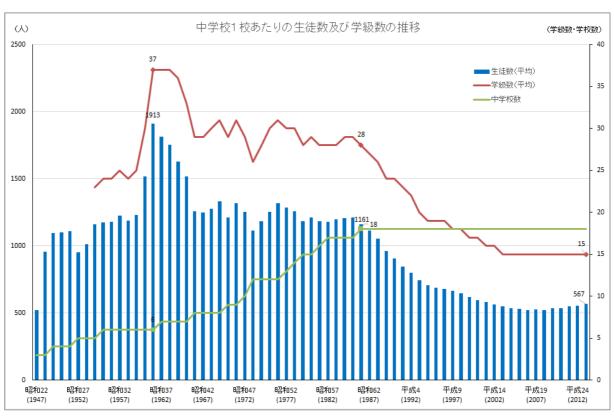


小学校1校あたりの児童数及び学級数の推移  $\langle \mathcal{N} \rangle$ (学級数・学校数) 1400 40 1200 35 1000 30 学級数(平均) 25 600 400 200 昭和22 昭和27 昭和32 昭和37 昭和42 昭和47 昭和52 昭和57 昭和62 平成4 平成9 平成14 平成19 平成24 (1947) (1952) (1957) (1962) (1967) (1972) (1977) (1982) (1987) (1992) (1997) (2002) (2007) (2012)

図表 3 市立小学校1校あたりの児童数及び学級数の推移

※図表中の学級数は、通常学級の数を示す。

図表 4 市立中学校1校あたりの生徒数及び学級数の推移



※図表中の学級数は、通常学級の数を示す。

図表 5 南部地区の児童数、学級数の現状と推計

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
庄内小学校	246人	242人	229人	209人	207人	185人	188人
庄内小子校 	10学級	9学級	8学級	7学級	8学級	7学級	8学級
庄内南小学校	274人	269人	253人	252人	244人	233人	217人
庄内用小子校	11学級	10学級	10学級	10学級	9学級	8学級	7学級
<b>广</b> .	250人	244人	252人	238人	222人	220人	217人
庄内西小学校	10学級	9学級	10学級	9学級	8学級	8学級	8学級
野田小学校	416人	377人	366人	349人	351人	349人	305人
野田小子校	14学級	13学級	13学級	13学級	13学級	13学級	12学級
自用小学技	260人	257人	242人	224人	229人	227人	224人
島田小学校	11学級	10学級	10学級	9学級	8学級	9学級	9学級
千成小学校	364人	348人	352人	350人	339人	325人	317人
十成小子校	12学級						
小曽根小学校	328人	305人	309人	296人	291人	265人	266人
小盲板小子校	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級	11学級	10学級
典表示学技	252人	251人	252人	254人	261人	255人	249人
豊南小学校	11学級	10学級	9学級	10学級	10学級	10学級	10学級
专用小学技	270人	255人	254人	256人	262人	271人	276人
高川小学校	11学級	8学級	8学級	9学級	10学級	11学級	11学級

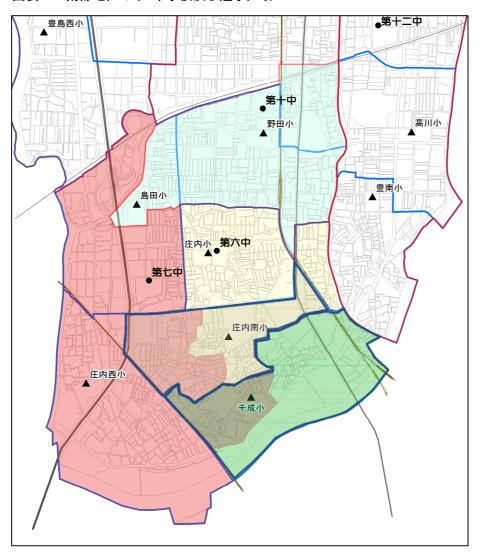
<sup>※</sup>上段は児童数、下段は通常学級数、平成25年度(2013年度)は実数、平成26年度(2014年度)以降は推計値。網掛けはクラス替えができない学年が存在することを示すもの。

図表 6 南部地区の生徒数、学級数の現状と推計

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
第六中学校	369人	348人	315人	306人	287人	293人	284人
第八甲子校	11学級	10学級	9学級	9学級	9学級	9学級	9学級
第七中学校	362人	356人	357人	339人	323人	315人	293人
第10中子校	10学級	10学級	9学級	9学級	9学級	9学級	9学級
第十中学校	276人	263人	250人	234人	210人	197人	213人
第 <b>十</b> 中子校	9学級	9学級	8学級	7学級	6学級	6学級	7学級
第十二中学校	490人	479人	450人	410人	375人	380人	382人
	14学級	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級	12学級

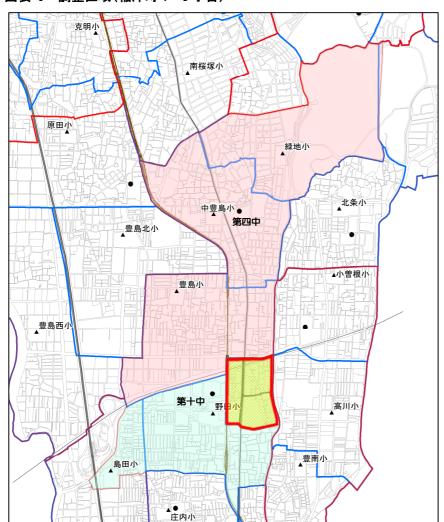
<sup>※</sup>上段は生徒数、下段は通常学級数、平成25年度(2013年度)は実数、平成26年度(2014年度)以降は推計値。

図表 7 南部地区の小・中学校及び通学区域



図表 8 平成 25 年度(2013 年度)庄内地域における各小学校の進学割合

学校名	小学校(進学割合)	入学者數(人)	割合(%)		分割校	進学先中学校	入学者数(人)	割合(%)	割合の幅( (H23~H2
	庄内小学校(全部進学)	46	39.3	,	庄内南小学校	第六中学校	20	38.5	38.5~41
第六中学校	庄内南小学校(分割進学)	20	17.1	7	<b>庄</b> // 1	第七中学校	32	61.5	58.3~61
	千成小学校(分割進学)	51	43.6			•			
	庄内南小学校(分割進学)	32	25.8		分割校	進学先中学校	入学者数(人)	割合(%)	割合の幅( (H23~H2
	庄内西小学校(全部進学)	52	41.9		て 4 1 単体	第六中学校	51	77.3	77.3~84
第七中学校	島田小学校(分割進学)	25	20.2	7	千成小学校	第七中学校	15	22.7	15.5~22
	千成小学校(分割進学)	15	12.1	$\times$		•			
	野田小学校(全部進学)	66	76.8		分割校	進学先中学校	入学者数(人)	割合(%)	割合の幅( (H23~H2
第十中学校	島田小学校(分割進学)	15	17.4		島田小学校	第七中学校	25	62.5	62.5~67
	豊島小学校(調整区域)	5	5.8		局田小子仪	第十中学校	15	37.5	32.1~37



図表 9 調整区域(稲津町1~3丁目)

※市内唯一の調整区域である稲津町1~3丁目については、豊島小学校、第十中学校が指定校であるが、 入学(転入学)当初に希望する者は野田小学校に、また豊島小学校を卒業した者は第四中学校に、 それぞれ指定校の変更が認められている。

図表 10 稲津町 1~3 丁目に居住する児童の通学先小学校の内訳

	平成21年度 (2009年度)					平成24年度 (2012年度)		平成25年度 (2013年度)		
豊島小学校	51人	50.5%	40人	43.0%	39人	45.3%	37人	39.4%	34人	34.7%
野田小学校	50人	49.5%	53人	57.0%	47人	54.7%	57人	60.6%	64人	65.3%

図表 11 千里地区の児童数、学級数の現状と推計

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
北丘小学校	238人	224人	240人	249人	266人	274人	285人
北江小子牧	9学級	7学級	8学級	8学級	9学級	10学級	10学級
  東丘小学校	444人	454人	459人	482人	483人	495人	512人
来	14学級	14学級	15学級	16学級	16学級	16学級	17学級
西丘小学校	475人	516人	561人	609人	603人	599人	599人
四旦小子校	15学級	16学級	18学級	20学級	19学級	19学級	18学級
南丘小学校	193人	179人	207人	210人	212人	218人	229人
用止小子校	7学級	6学級	7学級	8学級	8学級	8学級	8学級
新田小学校	590人	625人	632人	632人	639人	650人	623人
利田小子牧	19学級	19学級	19学級	19学級	20学級	21学級	19学級
新田南小学校	602人	565人	543人	533人	518人	499人	494人
利田用小子校	18学級	18学級	18学級	17学級	16学級	16学級	17学級
	752人	777人	797人	786人	866人	890人	906人
東泉丘小学校	22学級	23学級	23学級	22学級	26学級	26学級	26学級

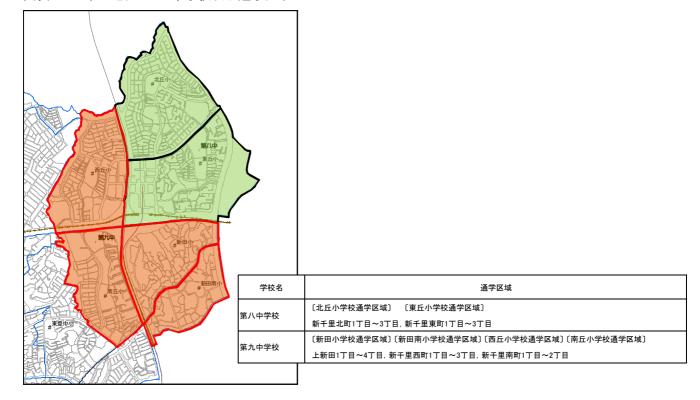
<sup>※</sup>上段は児童数、下段は通常学級数、平成 25 年度(2013 年度)は実数、平成 26 年度(2014 年度)以降は推計値。網掛けはクラス替えができない学年が存在することを示すもの。

図表 12 千里地区の生徒数、学級数の現状と推計

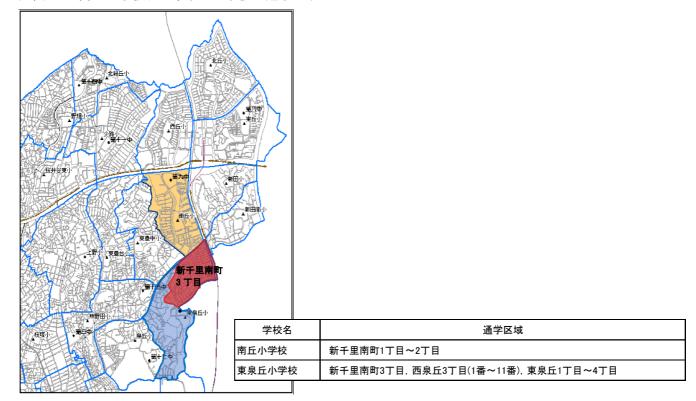
	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
<b>年八古学</b> 技	237人	234人	296人	318人	324人	289人	280人
第八中学校 	7学級	7学級	9学級	10学級	10学級	9学級	9学級
<b>等上中学</b> 技	856人	879人	856人	848人	824人	834人	855人
第九中学校 	22学級	23学級	22学級	22学級	22学級	23学級	24学級

<sup>※</sup>上段は生徒数、下段は通常学級数、平成25年度(2013年度)は実数、平成26年度(2014年度)以降は推計値。

図表 13 千里地区の小・中学校及び通学区域



図表 14 南丘小学校及び東泉丘小学校の通学区域

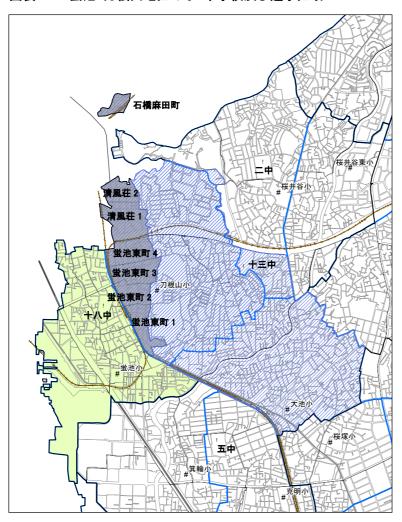


図表 15 蛍池・刀根山地区の児童・生徒数、学級数の現状と推計

		正式00左左				正式00左左	T + 0.4 F F
	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
<b>蛍池小学校</b>	440人	439人	422人	412人	410人	403人	392人
<b>虽心小子</b> 校	13学級	13学級	13学級	12学級	12学級	12学級	13学級
   刀根山小学校	727人	727人	757人	776人	823人	810人	808人
力依山小子校	21学級	21学級	22学級	23学級	24学級	24学級	24学級
第十三中学校	629人	663人	681人	635人	603人	609人	653人
第十二中子校	16学級	18学級	18学級	17学級	17学級	17学級	18学級
な 上 ハ 中 尚 払	281人	279人	267人	285人	270人	268人	268人
第十八中学校	8学級	8学級	8学級	9学級	9学級	9学級	9学級

<sup>※</sup>上段は児童数 (小学校)、生徒数 (中学校)、下段は通常学級数、平成 25 年度(2013 年度)は実数、平成 26 年度(2014 年度)以降は推計値。

図表 16 蛍池・刀根山地区の小・中学校及び通学区域



学校名	通学区域
螢池小学校	螢池北町1丁目~3丁目,螢池中町1丁目~4丁目,螢池西町1丁目~3丁目,螢池南町1丁目~3丁目
刀根山小学校	石橋麻田町,清風荘1丁目~2丁目,刀根山1丁目~6丁目,刀根山元町,螢池東町1丁目~4丁目,待兼山町(2番~19番)
<b>年上二九尚</b> 扶	[大池小学校通学区域] [桜井谷小学校通学区域の一部] [刀根山小学校通学区域の一部]
第十三中学校 	柴原町1丁目~2丁目,千里園1丁目~3丁目,刀根山1丁目~6丁目,刀根山元町,本町1丁目~9丁目,待兼山町(2番~19番)
	[螢池小学校通学区域] [刀根山小学校通学区域の一部]
第十八中学校	石橋麻田町,清風荘1丁目~2丁目,螢池北町1丁目~3丁目,螢池西町1丁目~3丁目,螢池中町1丁目~4丁目,
	螢池東町1丁目∼4丁目,螢池南町1丁目∼3丁目

#### 関係法令等(抜粋)

#### 〇 学校教育法施行規則

**第四十一条** 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態 その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※ (同条は、同規則第七十九条の規定により、中学校に準用)

#### 〇 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

- 第四条 法第三条第一項第四号 の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
  - 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね 六キロメートル以内であること。

#### 第二項及び第三項 (省 略)

#### 〇 学校教育法施行令

(入学期日等の通知、学校の指定)

- 第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者(略)のうち、認定特別支援学校就学者(略)以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校(法第七十一条 の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。)が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

#### 第三項 (省略)

- **第六条** 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌 学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
  - 一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの(認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。)

#### 第二号から第七号まで (省 略)